

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定課税仕入れに係る消費税等の額)</u></p> <p><u>5の2 消費税法第5条第1項((納税義務者))に規定する特定課税仕入れ(以下「特定課税仕入れ」という。)の取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないのであるから、その取引の都度行う経理処理において当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費税等の額はないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、個人事業者が当該特定課税仕入れの取引の対価の額に対して消費税等が課せられるものとした場合の消費税等の額に相当する額を、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理処理することとしても差し支えない。</u></p> <p><u>(仮受消費税等及び仮払消費税等の清算)</u></p> <p>6 個人事業者が税抜経理方式を適用している場合において、消費税法第37条第1項((中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例))の規定の適用を受けたこと等により、同法第19条第1項((課税期間))に規定する課税期間(以下「課税期間」という。)の終了の時ににおける仮受消費税等の金額(特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含む。)と仮払消費税等の金額(特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含み、控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。)との差額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額又は還付されるべき消費税等の額(当該個人事業者が行う業務のうちに税込経理方式を適用しているものがある場合には、当該業務に係る取引がないものとして計算した納付すべき消費税等の額又は還付されるべき消費税等の額とする。)との差額が生じたときは、当該差額については、当該課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入するものとする。</p> <p><u>(注) 1 事業所得等を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務について税抜経理方式を適用している場合には、税抜経理方式を適用している業務のそれぞれについて、他の税抜経理方式を適用している業務に係る取引がないものとして上記の取扱いを適用するものとする。</u></p> <p><u>2 特定課税仕入れの消費税等の経理金額とは、5の2((特定課税仕入れに係る消費税等の額))のただし書により、特定課税仕入れの取引に係る消費税等の額に相当する額として経理した金額をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(仮受消費税等及び仮払消費税等の清算)</u></p> <p>6 個人事業者が税抜経理方式を適用している場合において、消費税法第37条第1項((中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例))の規定の適用を受けたこと等により、同法第19条第1項((課税期間))に規定する課税期間(以下「課税期間」という。)の終了の時ににおける仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額(控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。)との差額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額又は還付されるべき消費税等の額(当該個人事業者が行う業務のうちに税込経理方式を適用しているものがある場合には、当該業務に係る取引がないものとして計算した納付すべき消費税等の額又は還付されるべき消費税等の額とする。)との差額が生じたときは、当該差額については、当該課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入するものとする。</p> <p><u>(注) 事業所得等を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務について税抜経理方式を適用している場合には、税抜経理方式を適用している業務のそれぞれについて、他の税抜経理方式を適用している業務に係る取引がないものとして上記の取扱いを適用するものとする。</u></p>

(登録国外事業者以外の者との取引に係る仮払消費税等の金額)

(新 設)

11の2 税抜経理方式を適用している個人事業者が行う取引のうち、登録国外事業者以外の国外事業者から受けた事業者向け以外の電気通信利用役務の提供の取引に係る仮払消費税等の額に相当する金額（以下「未登録国外事業者に対する仮払消費税等の金額」という。）は、全額が控除対象外消費税額等となり、令第182条の2の規定の適用を受けることができることに留意する。

(注) 1 登録国外事業者とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第39条第1項((国外事業者の登録等))の規定により登録を受けた事業者をいい、国外事業者とは、消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者をいう。

2 事業者向け以外の電気通信利用役務の提供とは、同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供のうち、同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するもの以外のものをいう。